

令和5年4月11日  
国土交通省関東地方整備局  
建政部

## 建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、フジタビルメンテナンス株式会社に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

### 1. 処分対象業者

フジタビルメンテナンス株式会社

### 2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

### 3. 処分理由

フジタビルメンテナンス株式会社が注文者から依頼を受けた香川県綾歌郡宇多津町における工場スレート屋根の雨漏り箇所の点検作業において、令和3年8月21日、屋根上に上がった労働者1名が、スレート屋根を踏み抜き、墜落し死亡する事故が発生した。

同屋根は地上から約9メートルの高さにあり、スレート屋根の踏み抜きにより墜落する危険があったにもかかわらず、幅30センチメートル以上の歩み板を設け、踏み抜きによる労働者の危険を防止する等措置を講じていなかった。また、墜落防止のための必要な措置を講じ、墜落事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、労働者に同点検を行わせた過失により、スレート屋根を踏み抜き地上に墜落させ、死亡させた。

これらのことから、令和4年3月3日に高松簡易裁判所より、同社は労働安全衛生法違反により罰金30万円、同社社員1名は労働安全衛生法違反及び業務上過失致死により罰金50万円の略式命令を受け、それぞれその刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1921

建設産業第一課 課長 一力 哲也（いちりき てつや） （内線：6141）

建設産業第一課 課長補佐 佐藤 彰（さとう あきら） （内線：6696）

## 建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

### 記

#### 1. 処分対象業者

|   | 商号              | 許可番号                        | 代表者   | 所在地    |
|---|-----------------|-----------------------------|-------|--------|
| ① | フジタビルメンテナンス株式会社 | 国土交通大臣許可<br>(般特-2) 第023655号 | 公文 正純 | 東京都渋谷区 |

#### 2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

##### (1) 期間

令和5年4月26日から令和5年4月28日までの3日間

##### (2) 停止を命ずる営業の範囲

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県における屋根工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの。

(注1) 「屋根工事業に関する営業」とは、注文者から屋根工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

#### 3. 処分理由

フジタビルメンテナンス株式会社が注文者から依頼を受けた香川県綾歌郡宇多津町における工場スレート屋根の雨漏り箇所の点検作業において、令和3年8月21日、屋根上に上がった労働者1名が、スレート屋根を踏み抜き、墜落し死亡する事故が発生した。

同屋根は地上から約9メートルの高さにあり、スレート屋根の踏み抜きにより墜落する危険があったにも関わらず、幅30センチメートル以上の歩み板を設け、踏み抜きによる労働者の危険を防止する等措置を講じていなかった。また、墜落防止のための必要な措置を講じ、墜落事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、労働者に同点検を行わせた過失により、スレート屋根を踏み抜き地上に墜落させ、死亡させた。

これらのことから、令和4年3月3日に高松簡易裁判所より、同社は労働安全衛生法違反により罰金30万円、同社社員1名は労働安全衛生法違反及び業務上過失致死により罰金50万円の略式命令を受け、それぞれその刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。